

量産実用品の著作物性に関する最高裁判決（最判令和 8 年 4 月 24 日）

August 2026

In brief

2026 年 4 月 24 日、最高裁は、量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品（以下「**量産実用品**」といいます。）の著作物性が争われた事案において、量産実用品に著作物性が認められるため判断枠組みを示し、結論として当該量産実用品の著作物性を否定する判決を下しました（最判令和 8 年 4 月 24 日 裁判所 HP。以下「**本判決**」といいます。）。

一般に、量産実用品の著作物性は、絵画、版画、彫刻等の純粋美術とは区別される応用美術の問題として論じられており、これまでも多くの裁判例の事案において、フィギュア、箸、便箋・封筒等のデザインを対象とし、応用美術に著作物性が認められるのはどのような場合なのかが争われてきましたが、この点に関する確立した判断基準は存在しておらず、裁判例によって見解が分かれている状況にありました。

かかる状況下において、本判決は、最高裁として初めて量産実用品に著作物性が認められるための要件について言及したものであり¹、理論と実務の双方の点において重要な意義を有します。そこで、本稿では、本判決についてご紹介します。

In detail

1. 事案の概要

本件は、世界累計販売台数が 1400 万台に上る子供用の椅子（以下「**本件椅子**」といいます。）を製造販売等している上告人らが、本件椅子は著作物に当たり、被上告人による子供用の椅子の製造販売等は本件椅子に係る上告人らの複製権等を侵害する行為であるなどと主張して、被上告人を相手取り、損害賠償等を求めた事案です（TRIPP TRAPPⅢ事件）^{2 3}。

本件椅子の著作物性については、過去にも上告人らによって別事件において争われた経緯があり、東京地判平成 22 年 11 月 18 日裁判所 HP（TRIPP TRAPPⅠ事件）では著作物性が否定されていましたが、

¹ 最判平成 3 年 2 月 28 日 TKC 掲載（ニーチャ―事件）は、量産実用品である椅子に著作物が認められるか否かが争われた事案において、その著作物性を否定した大阪高判平成 2 年 2 月 14 日 TKC 掲載の認定判断を正当として是認していましたが、かかる最高裁判決はいわゆる三行判決であり、実質的な判断はなされていませんでした。

² 本件椅子の形状については、裁判所 HP に掲載されている本判決に係る判決文末尾の別紙にて確認することができます（<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95904.pdf>）。

³ 本稿では取り上げていませんが、本件の下級審（第一審：東京地判令和 5 年 9 月 28 日裁判所 HP、控訴審：知財高判令和 6 年 9 月 25 日裁判所 HP）では、不正競争防止法上の混同惹起行為や一般不法行為の成否等についても争われていました。

知財高判平成 27 年 4 月 14 日裁判所 HP(原審:東京地判平成 26 年 4 月 17 日裁判所 HP(TRIPP TRAPP II 事件))では著作物性が肯定されるなど、裁判例によってその判断が分かれる結果となっていました。

本件においても、控訴審では本件椅子の著作物性は否定されているように見受けられるのに対して、第一審では本件椅子の著作物性について明示的な判断は示されていませんでした⁴。

2. 問題の所在

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいいます(著作権法 2 条 1 項 1 号)。

そして、著作権法上、「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」が著作物の例示として挙げられており(著作権法 10 条 1 項 4 号)、美術の著作物には「美術工芸品を含む」という規定も設けられていることから(著作権法 2 条 2 項)、法文上は、量産品である版画(純粋美術)が「美術の著作物」に当たることが明記されているのみならず、実用品である美術工芸品(応用美術)についても「美術の著作物」に当たることが明記されています。

しかしながら、「美術の著作物」は飽くまで著作物の例示にすぎず、例えば「建築の著作物」(著作権法 10 条 1 項 5 号)のように、「美術の著作物」には当たらなくても「美術・・・の範囲」に属するといえる著作物が観念し得ると考えられることや、そもそもある表現が「美術・・・の範囲」に属するか否かの分水嶺が不明確であること等も相俟って、本件椅子のような美術工芸品には当たらない応用美術がどのような要件を満たせば著作物として保護されるのかについては、法文上、明らかとはいえません。

そのため、応用美術の著作物性については、専ら解釈に委ねられており、様々な見解が唱えられている状況にあります。中でも量産実用品の著作物性を検討するに当たっては、そのデザインが「意匠」(意匠法 2 条 1 項)にも当たり得ることから、特に意匠法による保護との関係をどのように整理するかという点も議論されてきました。

3. 従前の裁判例の状況

応用美術の著作物性が争われた裁判例はこれまでも数多く存在しますが、一般に、従前の裁判例の見解は、概ね以下の 3 つに分類されると考えられています⁵。

- ① 純粋美術同視説・段階理論: 創作性の程度には段階があることを前提として、純粋美術と同視できるような高度の創作性を有している場合には、著作物性を肯定するという見解⁶
- ② 分離可能性説: 実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できる場合には、著作物性を肯定するという見解⁷

⁴ ただし、第一審及び控訴審のいずれにおいても、結論において著作権侵害は成立しないとの判断が下されています。

⁵ 田村善之「タコの形状を模した滑り台の著作物性を否定した知財高裁判決について」知的財産法政策学研究第 66 号(北海道大学情報法政策学研究センター、2022)、高部眞規子「実務詳説 著作権訴訟(第 3 版)」334 頁～336 頁(金融財政事情研究会、2026)等参照。

⁶ この見解に分類されると考えられる裁判例としては、例えば東京地判平成 22 年 11 月 18 日裁判所 HP(TRIPP TRAPP I 事件)があり、同裁判例では、「実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの(いわゆる応用美術)は、それが純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象になるという趣旨であると解するのが相当である。」と述べられています。

⁷ この見解に分類されると考えられる裁判例としては、例えば知財高判令和 6 年 9 月 25 日裁判所 HP(本件の控訴審。TRIPP TRAPP III 事件)があり、同裁判例では、「実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られると解するのが相当である。」と述べられています。

- ③ 美の一体説・非区別説: 応用美術であっても高い創作性の有無を判断基準として設定することは相当ではないとして、個別具体的に作成者の個性が発揮されている場合には、創作性が認められ、著作物性を肯定するという見解⁸

しかしながら、上記①～③の見解のいずれかの立場に分類されると考えられる裁判例であっても、実際には裁判例ごとに様々な言い回しが見受けられ、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」という著作物の要件のうち、前半の「創作」性要件と後半の「美術…の範囲」に属するという要件のいずれの要件の充足性を問題にしているのかが判然としない場合もあるなど、上記①～③のいずれかの見解の中でも、それぞれ多様な解釈論が唱えられている状況にありました。

そのため、本件において、最高裁がいかなる判断を下すかが注目されていました。

4. 本判決の判断内容

(1) 著作権法と意匠法の調整

まず、本判決は、以下のとおり述べ、量産実用品について、その形状等(形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をいいます。以下同じ。)が創作的な表現であるからといって、直ちに「美術…の範囲」に属するものとして著作物性が認められるという関係には立たないことを明らかにしました。

著作権法 2 条 1 項 1 号は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。もっとも、量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。(執筆者注: 引用部分の下線部は執筆者によります。以下同じ。)

その理由として、本判決は、以下のとおり、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護を及ぼした場合には、意匠法の存在意義が損なわれるおそれや、意匠法の目的が阻害されるおそれがあるといった弊害が生ずることを挙げています⁹。

すなわち、我が国には、産業の発達に寄与することを目的として、視覚を通じて美感を起こさせる量産実用品の形状等を保護する意匠法があり、量産実用品の形状等について、意匠登録出願をして所定の審査を経て設定の登録がされることで意匠権が発生する。意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有し、意匠権の存続期間は原則として意匠登録出願の日から 25 年とするなどとされている(1 条から 3 条まで、6 条、16 条、20 条、21 条、23 条等)。これに対し、著作権法では、登録等の手続を経ることなく著作権が発生し、業として行われる行為以外にもその効力が及び、その存続期間は原則として著作物の創作の時から著作者の死後 70 年を経過するまでの間とし、著作者は著作権に加えて著作者人格権も享有するなどとされている(第 2 章第 3 節第 1 款から第 3 款まで、第 4 節等)。以上のような我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、上記解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠

⁸ この見解に分類されると考えられる裁判例としては、例えば知財高判平成 27 年 4 月 14 日裁判所 HP(TRIPP TRAPP II 事件)があり、同裁判例では、「応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」と述べられています。

⁹ 知財高判平成 27 年 4 月 14 日裁判所 HP(前掲注 8)では、「著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり(著作権法 1 条、意匠法 1 条)、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。加えて、著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し(著作権法 51 条 1 項)、意匠権は、設定の登録により発生し(意匠法 20 条 1 項)、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができる。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。以上によれば、応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。」と述べられ、著作権法と意匠法の調整の必要性が明確に否定されていました。

登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。また、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、著作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある。

(2) 量産実用品の著作物性に係る判断枠組み

その上で、本判決は、以下のとおり述べ、量産実用品の著作物性に係る判断枠組みを示しました。

もともと、量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に「機能」という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものであるけれども、その中には、例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののよう、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に「美術の著作物」（著作権法 10 条 1 項 4 号）が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。

また、量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののよう、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、「美術の著作物」が単純に付加された上述の場合と同様であるということができるから、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということができるのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。

以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法 2 条 1 項 1 号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるというべきである。

(3) 本件椅子の著作物性（当てはめ）

そして、本判決は、結論において、本件椅子の著作物性を否定しました。

本件椅子は、量産実用品であって、上告人らは、大要、約 66 度の略 L 字型を成して床面から立ち上がっている 2 本の脚を有し、当該 2 本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができないものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。

5. 本判決の意義等

本判決が、量産実用品の著作物性に係る判断枠組みを判示し、量産実用品の形状等のうち、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができる部分については「美術…の範囲」に属するとして著作物に当たるとを示した点は、理論的に重要な意義があると考えられるのみならず、今後の実務においても、量産実用品の形状等について著作権法上の保護を求めていく場合には、本判決の判示内容を踏まえた主張立証を行っていく必要があります。

本判決が示した「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」という要件は抽象度が高く、いかなる場合がこれに当たるのかが判然とはしない面もありますが、(i)本判決が、上告人らによる「約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められる」との主張に対し、「上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。」と述べ、上告人らの主張を主張自体失当と位置付けている点や、(ii)本判決が、「量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののよう、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。」と述べ、量産実用品としての機能と関連性を有する形状等であっても、観念上、機能に由来する構成とは別個の表現として把握することができる場合があることを挙げている点は、今後、本判決を前提に主張立証を行っていく上でも参考になると思われます。

なお、本判決の見解は、上記3.で述べた従前の裁判例が採用していた見解のうち、②の見解に近いと考えられる一方、本判決では「美的鑑賞」という語は用いられていません¹⁰。この点については、尾島明裁判官の補足意見において、以下のとおり説明されています。

原判決は、「原告製品のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる」としている。一方、法廷意見は、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」とし、「美的鑑賞」という語を用いていない。その趣旨は、本件で問題になっているのは、美術の著作物該当性であり¹¹、また意匠の定義の中に「視覚を通じて美感を起こさせるもの」という要素があることから(意匠法2条1項)、何らかの「美」の存在が指定されるものではあるが、「美的鑑賞」の語からはあたかも高度な創作性や芸術性が必要であるかのような誤解が生じかねず、また、そもそも美的な芸術としての鑑賞に値するか否かを裁判所が判断するのは不適當と思われるからである。

The takeaway

本判決は、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」には、量産実用品に著作物性が認められることを明らかにしましたが、今後は、本判決が示した判断枠組みを前提に、下級審がどのように当てはめを行っていくのかについて、その動向を注視していく必要があると考えられます。

また、本判決が、「量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののよう、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある…上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということが出来る」と述べているように、特に量産実用品の機能と関連する形状等については、一般論として、機能に由来する構成としてしか把握することができず、著作物には当たらない可能性が高いと考えられる点には留意が必要と考えられます。そのため、量産実

¹⁰ これに対し、最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁(タイプフェイス事件)は、タイプフェイスの著作物性が争われた事案において、「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」と判示しており、タイプフェイスに著作物性が認められるための要件として、「美的鑑賞」という語を用いていました。

¹¹ ただし、尾島裁判官が「本件で問題になっているのは、美術の著作物該当性であり」と述べている部分については、注意して読む必要があるように思われます。なぜならば、法廷意見は、「美術の著作物」に当たるか否かを論じているのではなく、飽くまで「美術…の範囲」に属するか否かを論じているように見受けられることに加え、本文でも述べたように(上記2.参照)、「美術の著作物」には当たらないとしても「美術…の範囲」に属するといえるものが観念し得ると考えられることからすれば、「美術…の範囲」に属するものであるからといって、直ちに「美術の著作物」に当たるとは限らないようにも考えられるためです。本判決の提示する要件を満たし、著作物性が認められる量産実用品であったとしても、当該量産実用品が直ちに「美術の著作物」に当たるか否かについては、慎重な検討が必要であるように思われます。

用品のデザインについては、意匠法による権利化の可能性や、商標法による権利化¹²の可能性も検討するなど、第三者による模倣行為等から保護するための最適な対応を積極的に採っていくことも重要であると考えられます。

¹² 一般に、立体商標については商品の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標(商標法 3 条 1 項 3 号)に該当する 경우가多く、その場合には特別顕著性(同条 2 項)が要求されることから、権利化のハードルは高いと考えられるものの、立体商標として登録された場合には更新が可能であるなど、大きなメリットがあります。現に、本件の上告人らも、2021 年 12 月 17 日に本件椅子を立体商標として登録出願しており、2024 年 1 月 12 日には登録を受けていたようです(登録番号:第 6769295 号)。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

執筆者

パートナー

弁護士

山田 裕貴

hiroki.yamada@pwc.com

弁護士

村島 大介

弁護士

湯澤 夏海

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.